

栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年12月15日提出

提出者	栃木市議会議員	大谷好一
同	同	川上均
賛成者	同	森戸雅孝
同	同	小久保かおる
同	同	針谷育造
同	同	松本喜一
同	同	福田裕司
同	同	中島克訓

栃木市条例第 号

栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例

栃木市議会委員会条例（平成22年栃木市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第2号中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月25日から施行する。

栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市議会議員定数条例の一部改正により、次の栃木市議会議員選挙から議員定数が削減されることに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議会委員会条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

常任委員会の委員の定数を改めること。(第 2 条関係)

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

議員案第3号

栃木市議会委員会条例の一部を改正する条例

現	行
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管)	
第2条 略	
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	
(1) 総務常任委員会 <u>8人</u>	
総合政策部、経営管理部、地域振興部、消防本部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項	
他の常任委員会の所管に属しない事項	
(2) 民生常任委員会 <u>8人</u>	
生活環境部、保健福祉部及び子ども未来部の所管に属する事項	
(3)・(4) 略	

改 正 案

(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管)

第2条 略

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会 7人

総合政策部、経営管理部、地域振興部、消防本部、会計課、選挙管理委員会、監査委員
及び公平委員会の所管に属する事項

他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 民生常任委員会 7人

生活環境部、保健福祉部及び子ども未来部の所管に属する事項

(3)・(4) 略